

Sport in Life コンソーシアム 規約

第1条 名称

Sport in Life プロジェクトの中に設けるコンソーシアムの名称は「Sport in Life コンソーシアム（英文名：Sport in Life Consortium）（以下「本コンソーシアム」という。）」とする。

第2条 目的

本コンソーシアムは、Sport in Life プロジェクトの趣旨に賛同した地方公共団体、スポーツ団体、経済団体、教育団体、医療福祉団体、企業等（以下「加盟団体」という。）で構成し、2020年東京大会のレガシーの創出のため連携した取組を促進することにより、国民のスポーツ実施に向けた大きな推進力や相乗効果を生み出し、スポーツ実施者の増加につなげていくことを目的とする。

第3条 加盟団体

本コンソーシアムの加盟団体は、Sport in Life プロジェクトの趣旨に賛同して「Sport in Life」ロゴマークの使用を許可された団体等であり、かつ本コンソーシアムの目的に賛同し、第8条に定める中央幹事会により、加盟の承認を受けた団体等とする。

2 本コンソーシアムの加盟団体は、本コンソーシアムの目的の実現に向け、本コンソーシアムの活動に積極的に参加するとともに、年度ごとに実施した活動に参画した人数等の報告を提出するなど、スポーツ実施者の増加に資するものとする。活動報告の内容や期日については、別に定めるところによる。

第4条 活動内容

本コンソーシアムは、第2条の目的を達するために Sport in Life の実現に関する次の各号の活動を行う。

- (1) 加盟団体間の情報共有
- (2) 加盟団体間の連携を促進するための支援
- (3) スポーツ実施者の増加につながる事業の実施
- (4) Sport in Life 推進に向けた情報発信
- (5) その他、本コンソーシアムの目的を達成するための活動

第5条 加盟手続き

本コンソーシアムに加盟を希望する団体は、所定の申請書において、加盟の希望を表明し、中央幹事会の承認を受けるものとする。承認の基準は別に定めるところによる。

2 加盟団体は、団体の名称や住所等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって届け出ることとする。

第6条 会費

本コンソーシアムの会費は無料とする。

第7条 加盟団体の退会・除名

本コンソーシアムの加盟団体は、退会しようとするとき、事前に書面をもって届け出ることとする。

2 本コンソーシアムの加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合、当該加盟団体を除名することができる。

- (1) 活動報告に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本コンソーシアムの趣旨又は目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
- (3) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。
- (5) 本規約に違反した場合。

第8条 中央幹事会

本コンソーシアムに、運営を円滑にするため加盟団体の中から主要な団体で構成する中央幹事会を置く。

- 2 中央幹事会の構成団体は別に定める。
- 3 中央幹事会に議長を置き、スポーツ庁をもってあてる。
- 4 中央幹事会は議長の招集により開催する。
- 5 中央幹事会の構成団体の追加・脱退は、中央幹事会における承認事項とする。
- 6 議長が必要と認めた場合は、中央幹事会に構成団体以外のものを出席させることができる。

第9条 中央幹事会の任務

中央幹事会は、本コンソーシアムの運営に関し、次の各号に規定する任務を行う。

- (1) 団体の加盟・退会・除名に関すること。
- (2) 加盟団体の招集に関すること。
- (3) 本コンソーシアムの活動に関すること。
- (4) 本コンソーシアムの規約等に関すること。
- (5) その他本コンソーシアムの目的に資すること。

第10条 成果の公開

本コンソーシアムの活動成果は、加盟団体の承認を得たうえで、広く公開することとする。

第11条 事務局

本コンソーシアムの事務を処理させるため、事務局をスポーツ庁健康スポーツ課に置く。

付則 この規約は、令和2年2月7日より施行する。

中央幹事会の構成団体

【構成団体】

スポーツ庁

公益財団法人健康・体力づくり事業財団

健康保険組合連合会

蔵王町

公益財団法人笹川スポーツ財団

公益社団法人全国スポーツ推進委員連合

公益社団法人全国大学体育連合

全国都道府県教育委員会連合会

公益社団法人日本医師会

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

公益財団法人日本スポーツ協会

独立行政法人日本スポーツ振興センター

公益財団法人日本パラスポーツ協会

公益財団法人日本レクリエーション協会

三島市

【オブザーバー】

経済産業省

厚生労働省

Sport in Life コンソーシアム加盟のための承認基準

Sport in Life コンソーシアム規約第5条第1項に定める Sport in Life コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）に加盟するための承認基準等を以下のとおり定める。

第1条 本コンソーシアムへの加盟を希望する団体は、別紙申請書に必要事項を記載した上で、加盟の希望を表明するものとする。

第2条 中央幹事は、本コンソーシアムへの加盟を希望した団体が次のいずれにも該当する場合に限り、加盟の承認を行うものとする。

- （1）スポーツ実施者の増加に資する団体であって、Sport in Life プロジェクトの趣旨に賛同し、本コンソーシアム規約等の規定に同意した上で、加盟を希望し申請した団体であること。
- （2）当該団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。又は団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- （3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していないこと。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- （6）本コンソーシアムの加盟を承認すべきでないと認める特段の事情がないこと。

第3条 本コンソーシアムへの加盟の承認を受けた団体が申請書に記載された事項に変更があった場合には、速やかに書面をもって届け出ることとする。

附則 この基準は令和2年3月6日より施行する。